主 文

- ー 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

- 一 控訴人
- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、
- (一) 平成四年三月四日付でした控訴人の昭和六三年分所得税について所得金額を六三九万〇二七一円とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、総所得金額を四二八万二〇〇八円として計算した額を超える部分
- (二) 右同日付でした控訴人の平成元年分所得税について所得金額を七八六万六 六〇三円とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち総所得金額を六一 六万九〇一八円として計算した額を超える部分 (三) 右同日付でした控訴人の平成二年分所得税について所得金額を八七九万七
- (三) 右同日付でした控訴人の平成二年分所得税について所得金額を八七九万七〇一六円とする更正処分(ただし、審査請求における裁決により一部取り消された後のもの)及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、審査請求における裁決により一部取り消された後のもの)のうち総所得金額を六二三万九〇八一円として計算した額を超える部分をいずれも取り消す。
- 3 被控訴人が控訴人の平成二年一月一日から平成二年一二月三一日までの課税期間の消費税について平成四年三月四日付でした決定処分(ただし、審査請求で取り消された部分を除く)及び無申告加算税の賦課決定処分(ただし、審査請求で取り消された部分を除く)をいずれも取り消す。
- 4 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 二 被控訴人

控訴棄却

第二 事案の概要

本件は、大工工事業を営む白色申告者の控訴人が、昭和六三年から平成二年分(以下、「本件各係争年分」という。)の所得税について確定申告をし、平成二年一月一日から同年一二月三一日まで(以下、「本件課税期間」という。)の消費税について確定申告をしなかったところ、被控訴人が、本件各係争年分について、控訴人の売上金額を基に同業者比率により推計してその事業所得金額を算出し、控訴人に対し、所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分(以下、合わせて「本件所得税更正処分等」という。)をし、本件課税期間について、控訴人の右課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額を基に課税標準額を算出し、控訴人に対し、消費税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分(以下、合わせて「本件消費税決定処分等」という。)をしたことに対し、控訴人が、右所得税更正処分等は、推計の必要

性も合理性もなく、また、推計により算出した事業所得金額は控訴人の実際の事業所得金額(実額)を上回っているとして、それを超える本件所得税更正処分等の取消しを求め、また、右消費税決定処分等は、控訴人が仕入税額控除に係る帳簿等を保存しているのに、仕入税額控除を認めなかった違法があるなどとして、本件消費税決定処分等の取消しを求めている事案である。

原審裁判所は、本件所得税更正処分等及び本件消費税決定処分等はいずれも適法であり、そこに控訴人の主張するような違法はないとして、控訴人の本訴請求をいずれも棄却したことから、控訴人がこれを不服として、控訴した。

ー 争いのない前提事実

本件における争いのない前提事実は、原判決書六頁八行目から同二二頁六行目までに記載するとおりであるから、これを引用する。 二 争点

一本件の主要な争点は、(一) 本件所得税更正処分等に推計の必要性があるか(争点 1)、(二) 被控訴人の推計課税に合理性があるか(争点 2)、(三) 控訴人の実額反証の成否(争点 3)、(四) 昭和六三年分についての控訴人の推計課税の主張の当否(争点 4)、(五) 本件消費税決定処分の根拠の有無(争点 5)、(六) 被控訴人の調査当時、控訴人が消費税の課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しなかったといえるか(争点 6)、である。

三の双方の主張

右争点についての双方の主張は、原判決書二二頁八行目から同一一七頁六行目までに記載するとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決書三二頁一行目の「例え」を「たとえ」と、同五三百六行日の「かけばなく」を「たけではなく」 の「例え」を「たとえ」と、同五三頁六行目の「わけはなく」を「わけではなく」 と、同一〇八頁四行目の「本件消費税決定処分」を「本件消費税決定処分等」とそ れぞれ改め、同一〇九頁一行目の「消費税法」の次に「(平成六年法律一〇九号改 正前のもの。以下「消費税法」という。)」を加え、同一一二頁末行から一一三頁 -行目にかけての「(平成六年法律一〇九号改正前のもの。以下「消費税法」とい う。)」を削除する。)。 当裁判所の判断

一 当裁判所も、本件所得税更正処分等及び本件消費税決定処分等はいずれも適法であり、そこに控訴人の主張するような違法はないと判断する。その理由は、次の とおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第三争点に対する判断」欄 の記載と同旨であるから、これを引用する(ただし、原判決書-四〇頁八行目の「A係官について」を「A係官の証言について」と、同一五四頁五 行目の「もっともと」を「もともと」とそれぞれ改める。)。 1 争点1(推計の必要性)について 物話しは (A 体質などを)について

控訴人は、A係官が控訴人宅に臨場した際、控訴人はその都度領収書の綴りをテ -ブルの上に並べ、調査に協力する態度を示していたのであるから、A係官は、こ れを手にして確認することにより、実額を把握することが十分に可能であったとし

て、本件において、推計の必要性があったとはいえないと主張する。 しかし、前記認定のとおり、控訴人は、A係官からの帳簿等の提示要請に対し、 第一回目及び第二回目の調査日には一切これに応じず、第三回目及び第四回目の調 査日においては、接待交際費の領収書の一部のみを提示しただけでその余の帳簿等 の提示を拒否し、結局、本件調査を不可能ならしめているものであって、控訴人 に、領収書の綴りを示すなどの、本件調査に協力する態度があったと認めることは できない。もっとも、B事務局長は、第二回目の調査日に、領収書の綴りをテーブ ルの上に差し出しているが、これは、控訴人が、A係官の帳簿等の提示要求に対 し、あくまで協力しないという態度をとり続ける中で、B事務局長が、「卑怯者呼 ばわりされたことを謝らないと調査協力できないよ。」などと言いながら領収書の綴りをテーブルの上に差し出したというものであって、およそ調査に協力するとい う前提で差し出したものとはいえない。しかも、控訴人は、終始本件調査に非協力 的な態度をとり続けていたものであって、このことは、原審証人Aの証言に照らし て明らかである。この点、控訴人は、右A証言には、あいまいな点や矛盾した点が 多く、信用できないと主張するが、格別、A証言に、その信用性に影響を与えるようなあいまいな点や矛盾した点は見受けられない。したがって、本件において、推 計の必要性があったとはいえないとする控訴人の前記主張は、採用することができ ない。

争点2(推計の合理性)について

控訴人は、被控訴人が控訴人の業種を日本標準産業分類に準じて大工工事業と分 類したことについて、日本標準産業分類は、大工工事と造作工事をまとめた大工工 事業と型枠工事業に分類しているから、右分類に準じて同業者を抽出したとすれ ば、少なくともその中には、造作工事のほかいわゆる大工工事が含まれることにな るところ、控訴人は、造作工事専門業者であり、大工工事は全く行っていないから、被控訴人は、控訴人の所得を推計するに足りる類似性のある同業者を抽出したとはいえない旨主張する。

しかし、同業者の類似性を余りに厳格に解すると、業種によっては類似した業者 が存在しないことにもなりかねない。したがって、日本標準産業分類に準じて業種 を分類し、同業者を抽出することは、一応の合理性を有するものといわなければな らない。本件の場合、前記認定のとおり、被控訴人は、この日本標準産業分類に準 じて、控訴人を大工工事業と分類し、類似同業者を抽出しているところ、右分類によれば、大工工事業は、建設工事を直接請け負うのではなく、大工工事部分を下請けするものであるというのであり、しかもこの大工工事業は、型枠大工工事業と大 造建築工事業とが除かれているのであるから、控訴人のいう造作工事は、基本的に は、右の大工工事業と同種の事業であり、それと類似性を有するということができ る。したがって、被控訴人が、控訴人を大工工事業と分類して類似同業者を抽出し たことには合理性があり、控訴人が主張するような違法はないものというべきであ る。控訴人の右主張は採用することができない。
また、控訴人は、本件において、被控訴人は、抽出された同業者が控訴人と類似

性を有することについての判断材料を一切提出していないから、果たして真に控訴人と類似性のある同業者が抽出されたのかについて検証のしょうがないと主張する。

しかし、乙一、二、六、原審証人 Cの証言、弁論の全趣旨によれば、 C調査官は、上司であった D統括から、関東信越国税局長が被控訴人に宛てた「訴訟事件と類似性を有する一定範囲の同業者を抽出し、その収入金額、所得金額認力を調査を調査を抽出し、その収入金額、所得金額である。、業種別名簿記載の同業者の各確定申告書、青色申告決算れない。と類似性のある同業者の抽出基準を引出なられて、報告書では、投類の事情に照らまれる。そして、D統括が C調査官に出るとが認められる。そしての方であり、控訴人と類似性のある同業者の抽出基準としており、控訴人を類似性のある同業者の抽出を連接としており、控訴人が、格別同業者のがあるとは窺われない。したがって、本件において、被控訴人が、格別同業者の質別であるとは窺われない。したがって、本件において、は採用することができない。対方によりについて、は採用することができない。対方によりにできない。対方には採用することができる。

控訴人は、実額反証はあくまで反証であり、民事訴訟の一般的な証明の程度と何ら異なることはなく、証拠の優劣で足りるとして、合理的な疑いを容れない程度の 証明を要求するものではない旨主張する。

控訴人は、消費税法三〇条七項にいう帳簿等の保存の規定は、まさに納税者が自分で申告して税額を確定するという申告納税制度に由来するものであり、税務調査の便宜のための規定ではないから、納税者は、帳簿等を保存している事実がありさえずれば、たとえ税務署の調査に際し帳簿等を提示しなくとも、仕入税額控除の適用が受けられると主張する。

しかし、消費税法三〇条七項が、帳簿等の保存がない場合には、当該保存がない 課税仕入れ又は課税貨

こ よって、控訴人の本訴請求は理由がないから棄却を免れず、これと同旨の原判 決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用 の負担につき行政事件訴訟法七条、民訴法六七条、六一条を適用して、主文のとお り判決する。

東京高等裁判所第一四民事部 裁判長裁判官 小川英明 裁判官 近藤壽邦 裁判官 川口代志子